

新潟県次世代型太陽電池用途開発等実証支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内事業者の次世代型太陽電池産業への参入を促進するため、県内事業者の創意工夫による次世代型太陽電池の新たな用途開発や施工方法の実証を行う事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 用途開発等実証事業 次世代型太陽電池の特徴を活かして、建材一体型太陽電池や太陽電池の車載等の新たな用途の開発を行う事業や、耐荷重性の低い屋根や曲面、壁面等、これまで設置が困難であった場所への次世代型太陽電池の設置・施工方法の実証を行う事業

(2) 補助対象事業者 県内に事業所を有する者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者をいう。

ア 県税を滞納している者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(3) 補助対象事業 次世代型太陽電池の用途開発等実証事業の一環として、次世代型太陽電池を用いて行う試作品等の製造や、次世代型太陽電池を設置する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 用途開発等実証事業が次世代型太陽電池産業への参入を見据えたものであること。

イ 用途開発等実証事業が補助金の交付決定を受けた年度の翌々年度の3月末日までに完了するものであること。

ウ 事業を実施しようとする年度において同時に新潟県の他の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 補助事業者 第9条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業者

(5) 補助事業 第9条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象事業

(交付基準)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、知事が必要と認めるものとする。

2 知事は、補助対象経費の2分の1以内でかつ300万円以下の額を、予算の範囲内で交付するものとする。なお、国庫支出金の補助等を受けている場合には、その額を補助対象事業費から控除した額に対して交付するものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の経費の配分の変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業は、交付決定日以降に着手し、交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものであること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(8) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(9) 第8条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除で

きる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) について、補助金の額の確定において減額を行うものであること。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助対象事業を含む用途開発等実証事業の事業計画書を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定等)

第6条 知事は、前条の規定に基づく事業計画書が提出されたときは、当該事業計画書を審査し、補助金を交付しようとする用途開発等実証事業を選定し、交付しようとする補助金の額を内定するものとする。

(事業計画書の取下げ)

第7条 事業計画書の提出者は、前条の規定による内定を受けた場合において、その内容に不服があるときには、内定を受けた日から20日以内に事業計画書の取下げをすることができる。

2 前項の規定による事業計画書の取下げがあったときは、当該事業計画に係る補助金の交付の内定はなかったものとみなす。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第2号様式のとおりとし、1部を知事が定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条第1項に基づき提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定をし、その旨を申請者に通知する。また、補助金の交付決定を行わないこととした場合には、その旨を申請者に通知する。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第10条 第4条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による変更承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 11 条 第 4 条第 1 号に規定する軽微な変更は、補助事業に要する全経費の総額の 30%以内の変更で、補助金額の変更を伴わないものとする。

2 第 4 条第 2 号に規定する軽微な変更は、別表で定める経費区分ごとの経費の配分額の 30%以内の変更とする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第 12 条 第 4 条第 3 号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 4 号様式による申請書 1 部を知事に提出しなければならない。

(補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第 13 条 第 4 条第 5 号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第 5 号様式による事業遅延等報告書 1 部を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第 14 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定を受けた日から 20 日を経過した日とする。

(状況報告)

第 15 条 規則第 10 条の規定による報告は、知事から求められた場合に行うものとする。

(実績報告)

第 16 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 6 号様式のとおりとし、補助事業が完了した日(第 13 条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認の日)から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに 1 部を知事に提出しなければならない。

2 この補助金の仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、別記第 7 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該仕入に係る消費税等相当額の補助金を県に返還すること。

(補助金の概算払の請求)

第 17 条 補助金は原則精算払とし、知事が特に必要と認めた場合に限り概算払できるものとする。

2 前項の概算払を受けようとする場合は、別記第 8 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 18 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 第 5 条の規定により提出した事業計画書で計画した期間内に用途開発等実証事業の完了が見込めないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

(取得財産等の管理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下、「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 20 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定める財産は、1 件の取得価格が 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別記第 9 号様式による財産処分承認申請書 1 部を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(用途開発等実証事業の結果報告)

第 21 条 補助事業者は、用途開発等実証事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日から起算して 2 年を経過した日が属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに当該用途開発等実証事業の結果等を記載した別記第 10 号様式による報告書 1 部を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は補助事業者に対し、必要に応じて、報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は、第 1 項に定める報告書に係る証拠書類を、用途開発等実証事業が完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。
- 4 知事は補助事業者に対し、第 1 項に定める報告書の提出のほか、必要に応じて、用途開発等実証事業の状況に関する情報を求めることができる。

(県の施策等への協力)

第22条 用途開発等実証事業で得られた技術的知見や成果を広く共有・情報発信し、県内事業者の次世代型太陽電池産業への参入を促進するため、補助事業者は次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 県が作成する広報媒体やホームページ等での用途開発等実証事業の紹介
- (2) 県が行うセミナー等での用途開発等実証事業の発表
- (3) その他、次世代型太陽電池の普及に関して知事が協力依頼する事項

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は令和8年7月22日から施行する。

別表

経費区分	内 容
設計費	・用途開発等実証事業に係る設計に要する経費
設備費	・対象設備等の購入、製造等に要する経費 ※ 土地の取得及び賃借に係る費用は除く。
工事費	・補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する経費 ※ 建屋については補助対象外とする。 ※ 既存構築物及び設備の撤去費は補助対象外とする。 ※ 土地造成、整地及び地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。
その他経費	・補助事業を行うために直接必要なその他の経費 ※ 電力会社との工事費負担金は補助対象外とする。